

船舶事故調査報告書

令和6年3月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和5年6月10日 01時30分ごろ
発生場所	三重県尾鷲市三木浦漁港 三木浦港第1防波堤灯台から真方位095°1,130m付近 (概位 北緯33°59.1′ 東経136°15.0′)
事故の概要	漁船 ^{かず} 和丸は、三木浦漁港において無人で係留中、出火した。
事故調査の経過	令和5年6月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 和丸、4.82トン
船舶番号、船舶所有者等	ME3-63487（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	操舵室等に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、三木浦漁港の定係地を出航し、操業及び水揚げを終えたのち、定係地に船首着けで係留して主配電盤の電源を落とし、翌日は係留したまま休漁した。</p> <p>本船は、焦げた臭いに気付いた釣り人によって白煙が上がっているところを発見され、118番及び110番通報された。</p> <p>本船は、到着した消防車によって消火活動が行われ、鎮火が確認された。</p> <p>本船は、機関室後部及び操縦席前面付近が激しく焼損し、また、操縦席の壁面及び天井は焼失し、主機及び機関室前部にあったバッテリーには煤^{すす}が付着していたものの、焼け跡はなく、燃料等の油脂類が燃えた形跡もなかった。</p> <p>本船は、船体のほぼ中央に機関室があり、同室船尾側に出入口があり、同出入口を囲うように操舵室が設けられ、同室左舷側に操縦席があつて同席前面にはレーダー、GPSプロッター、魚群探知機等の航海計器が設置されていた。</p> <p>船長は、機関室に照明がなかったので、携行型の照明を使うことができるよう、直列につないだ2台の12Vのバッテリーに1口コンセントの配線を直接つなぎ、1口コンセントを機関室後部に置いていた。</p>
分析	<p>本船は、三木浦漁港において無人で係留中、出火したものと考えられる。</p> <p>本船は、主機及びバッテリーに焼け跡がなかったこと、燃料等の油脂</p>

	<p>類に燃えた形跡がなかったこと、並びに機関室後部及び操縦席前面付近が激しく焼損していたことから、機関室後部又は操縦席前面付近から出火したものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が、直列につないだ2台の12Vのバッテリーに1口コンセントの配線を直接つないでいたことから、機関室後部に置いていた1口コンセントが何らかの要因で絶縁不良となって短絡し、発火して周囲の可燃物に引火し、出火した可能性があると考えられるが、発火及び出火の状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が三木浦漁港において無人で係留中、機関室後部又は操縦席前面付近から出火したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者は、船舶に電気機器などを増設する場合、過電流を防止するためのブレーカー等を設置した配電盤から電源を取るなどし、バッテリーから直接電源を取らないこと。 ・ 船舶所有者は、船舶に電気機器などを増設する場合、造船所等に依頼することが望ましい。 ・ 船舶所有者は、漏電防止の措置として、常に電路の周りを清掃し、電路の水密を保つこと。